

住宅エコポイントとの併用について

本事業と住宅エコポイントとの関係は、以下の通りです。

・住宅エコポイントとの併用について

本事業		住宅エコポイントとの併用
新築、 増築及び改築	当該システムが 機器のみ で構成されている場合 例) 個別エアコン+高効率給湯器+省エネナビ+照明	可
	当該システムに 断熱強化が含まれる 場合 例) 個別エアコン+高効率給湯器+省エネナビ+ 断熱強化	不可
既築	当該システムが 機器のみ で構成されている (A区分) 場合 例) 個別エアコン+高効率給湯器+省エネナビ	可
	当該システムに 断熱改修が含まれる (D1~D4区分) 場合 例) 窓ガラス+窓サッシ +個別エアコン+省エネナビ	不可

※「断熱強化」とは次世代省エネルギー基準仕様における住宅の熱損失係数の基準より20%以上強化されていることをいい、次世代省エネルギー基準仕様との差額が補助対象費用となります。

上記において住宅エコポイントとの併用が不可となっている場合において、当事業の予約者となった場合、住宅エコポイントの申請はできません。